

## 令和3年度 第1回 湧別町行政改革推進委員会 会議録

開催日時	令和3年7月9日（金） 13時27分 開会 15時33分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席委員等	委員：高橋会長、菊地職務代理者、松下・山本・石山・藤井・北村・篠田・細川各委員
欠席委員等	黒田委員
事務局職員	企画財政課：因課長、斉藤主幹、西海谷主幹、奥田主任 総務課：石塚課長
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 辞令交付</li> <li>3. 町長あいさつ</li> <li>4. 自己紹介</li> <li>5. 会長の互選及び会長職務代理者の選出について</li> <li>6. 会長あいさつ</li> <li>7. 諮問</li> <li>8. 湧別町行政改革推進委員会設置条例</li> <li>9. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の進め方等について</li> <li>(2) 第2次湧別町行政改革大綱及び実施計画書について <ol style="list-style-type: none"> <li>①第2次湧別町行政改革大綱について</li> <li>②実施計画書について</li> <li>③実施計画の進捗状況について</li> </ol> </li> <li>(3) 行政評価について <ol style="list-style-type: none"> <li>①湧別町行政評価実施要綱について</li> <li>②令和2年度湧別町行政評価（外部評価）について</li> <li>③令和3年度湧別町行政評価（外部評価）について</li> </ol> </li> <li>(4) 工場立地法に係る規制緩和について</li> </ol> </li> <li>10. 今後のスケジュールについて</li> <li>11. その他</li> <li>12. 閉会</li> </ol>
会議の公開	公開
傍聴人の数	0名

提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：湧別町行政改革大綱（諮問・原案）</li> <li>・資料2：湧別町行政改革大綱</li> <li>・資料3：湧別町行政改革実施計画書</li> <li>・資料4：第2次湧別町行政改革大綱 実施計画の推進状況</li> <li>・資料5：令和2年度 湧別町行政評価外部評価報告書</li> <li>・資料6：令和2年度 行政評価における改善点・意見に対する検討結果・方向性について</li> <li>・資料7：令和3年度 行政評価対象事業</li> <li>・資料8：令和3年度 行政評価対象事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業）</li> <li>・資料9：湧別町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について</li> <li>・資料10：令和3年度における行政改革及び行政評価に関するスケジュール</li> <li>・資料11：過去の行政（外部）評価 対象事業一覧</li> </ul>
会議録	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/>全文筆記      <input checked="" type="checkbox"/>要点筆記 ）  <input type="checkbox"/> 無 </p>
その他	

## 1. 開 会

因 課 長) ただ今より、第1回湧別町行政改革推進委員会を開催させていただきます。

なお、湧別町行政改革推進委員会設置条例の規定により、会議は委員の半数以上の出席を必要としておりますが、本日の出席委員は9名でございますので、委員の半数以上が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 2. 辞令交付

因 課 長) 石田町長より委嘱状を交付させていただきますので、委員の皆様方はその場でご起立の上、お受け取りください。

(石田町長より各委員に辞令交付)

## 3. 町長あいさつ

因 課 長) 続きまして、石田町長よりご挨拶を申し上げます。

石田町長) たいへんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今、辞令を交付させていただきましたが、この計画の最終まで委員の皆様にはお世話になりますが、どうぞよろしく願いたいいたします。

日常、行政事務に携わっていますが、基本的には職員含めて行政事務を進める上で少ない経費で最大の効果を挙げる、いわゆる効率的な行政を運営することを基本に進めているわけであります。

しかし、数ある行政の中にはいろいろな項目がありますから、そういうことに気をつけながら日々の行政事務に努めておりますが、それぞれ一年一年結果的にどうであったのかの検証が非常に重要であります。

仕事をする上で、最終的に一年間を振り返って自己評価は当然しなければなりません。やはり町民の皆様を含めた第三者的な機関の方々に評価をしていただかなければ、本当の行政改革にはつながっていかないと思っております。

そういう部分を目的に、本町の行政改革推進委員会を設置しているわけであります。

この度、辞令を交付させていただいた委員の皆様には、そういう役目を果たしていただきたいと思っておりますが、行政が進めている事務に対して外部からの目ということで期待をしているところでありますので、たいへんお世話になりますがよろしく願います。

申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。  
今後とも、よろしくお願い申し上げます。

#### 4. 自己紹介

因 課 長) 続きまして、本日第1回目ということもありますので、委員の皆様からそれぞれ自己紹介をお願いします。

(委員、事務局の順にそれぞれ自己紹介)

#### 5. 会長の互選及び会長職務代理者の選出について

因 課 長) 会長が決まるまでの間、石田町長を議長として会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

石田町長) これより、会長と職務代理者を決めたいと思いますが、どのような方法で行ったらよろしいかお伺いしたいと思います。

委 員) 町長に一任したいと思います、いかがでしょうか。

石田町長) ただ今、私に一任の声がありました、よろしいでしょうか。

各 委 員) 「はい」の声あり。

石田町長) それでは、私から会長と職務代理者を指名させていただきたいと思えます。会長には高橋委員さん、職務代理者には菊地委員さんを指名したいと思います、委員の皆様よろしいでしょうか。

各 委 員) 「はい」の声あり。

石田町長) それでは、会長には高橋委員さん、職務代理者には菊地委員さんをお願いしたいと思います。

なお、会長及び職務代理者の2名につきましては前列に座っていただきますので、席の移動をお願いします。

#### 6. 会長あいさつ

因 課 長) それでは、会長並びに会長職務代理者が決まりましたので、これより会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

高橋会長) 一言ご挨拶を申し上げます。先ほどの辞令交付を受け、各委員さんは簡素で効率的な町政の実現を推進するために必要な事項を調査し意見及び提言をするという役割を担ったわけであり、

令和8年3月まで委嘱期間がありますが、行政改革推進委員として様々な分野において研鑽を高めて参りたいと思っておりますので、何分にも不慣れでありますけれども活発な皆様のご意見をいただきながらこの委員会として町のために提言をしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたしま

してご挨拶とさせていただきます。

## 7. 諮問

因 課 長) それではここで、石田町長より「第3次行政改革大綱」及び「行政評価」に係る諮問書を高橋会長に手渡しさせていただきます。  
委員の皆様もご起立願います。

(石田町長から高橋会長に対して諮問書の手交)

因 課 長) それでは、石田町長はここで退席させていただきます。  
石田町長) お世話になります、よろしくお願ひします。

(石田町長退席)

因 課 長) それでは、これからの議事進行につきましては、条例第6条の規定に基づきまして、高橋会長を議長として会議を進めますので、よろしくお願ひいたします。

## 8. 湧別町行政改革推進委員会設置条例

高橋会長) それでは、会議を進めて参ります。最初に「湧別町行政改革推進委員会設置条例」について、事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (議案1～2頁、資料1に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、内容について質疑を受けたいと思います。

(質疑なし)

## 9. 協議事項

### (1) 会議の進め方等について

高橋会長) それでは、次に「会議の進め方等について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (議案3頁に基づき説明)

高橋会長) ただ今、事務局から説明がありましたけれども、会議の進め方等についてご意見があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(質疑なし)

## (2) 第2次湧別町行政改革大綱及び実施計画書について

### ①第2次湧別町行政改革大綱について

### ②実施計画書について

### ③実施計画の進捗状況について

高橋会長) 続いて、「第2次湧別町行政改革大綱及び実施計画書について」  
をお願いします。

奥田主任) (資料2・3・4に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

委 員) 行政組織体制の検討についてですが、早期の一本化を進めますと  
書いていますが、実際はどのような状況となっているのですか。こ  
れから具体的に進めるということなのでしょうか。

石塚課長) 平成28年度以降取組みを進めておりますが、直近では平成30  
年度に事務の効率化を進めるためにグループ制を導入しています。  
その後、今現在は協議がストップしていますが、役場職員によるプ  
ロジェクトチームを作って庁舎の関係については協議を進めてい  
まして、令和元年に広報にもプロジェクトチームによる協議内容  
を載せています。

あくまでもプロジェクトチームの話ですが、現在は分庁舎方式  
として上湧別と湧別に庁舎を置いていますが、今後は本庁舎方式  
に移行し、本庁舎を上湧別に置き、中湧別に出張所的を置くという  
協議がなされております。

これ以降は、私ども踏み込んでいけない部分もありますし、まず  
は町民の皆さんに説明をし、きちんと理解を得た中で協議をしな  
がら最終的には決めていくこととなります。

高橋会長) 課長から説明がありましたけれども、たぶんこの問題に対しては  
この委員会でも活発な意見が出てくるだろうと期待しています。

委 員) 中湧別の役割的なものはどのように考えているのだろうか。

石塚課長) プロジェクトチームの中では、本所機能を上湧別に置き、中湧別  
には出張所、教育委員会はさざ波に残し、湧別には中湧別と同様に  
出張所的を設けるといところまで話し合いがなされています。

委 員) ホームページがリニューアルされましたが、検索しづらくなった。  
画面は非常に大きくなって綺麗になったのですが、今までいけ  
てたところにいくのにけっこう時間がかかってしまう。

石塚課長) リニューアルしたのは、以前のホームページは合併時から使っ  
てきたのですが、非常に見づらい。というのは、文字が多すぎてごち  
ゃごちゃしてしまい、そのことは経年劣化というのですが、それを

招いたのは私たちにもきちんと管理をしてこなかった責任もあるのですが、新しいホームページでは視覚から入っていくことにしています。

慣れだと思うのですが検索機能がありますので、そこで文字を入力していただければ目的の所に行くことができるのかなと思います。

今回、こういったご意見がありましたので、できるだけ見やすいように工夫していきたいと思います。

今回のホームページは視覚ということで写真を使ったり、イラストも使っておりますが、あのイラストは湧別高校出身の漫画家さんをお願いをして描いてもらっています。これからは、四季を通じてそのイラストも変えていく工夫もして参りたい。

以前はスマートフォンに対応していなかった。スマートフォンで見れたのですが、無理やりサイズを伸ばしたりだとか縮めたりしていたので見づらかったと思うのですが、今はパソコンよりスマートフォンを使って見る人が多いので、いろいろな手段に対応できる工夫をしています。

委員) 保育所は今ある保育所のところにいっしょに入れて、運営自体を学校法人の和光学園さんに委託するということですね。

因 課 長) 中湧別の方はそこから始めていくこととしています。湧別地区も来年4月から認定こども園に移行することが決定しています。

委員) 聞いた話なのですが、保育士は必ず親が迎えに来た時には保育士が対応するのですが、よく聞くと保育士は事務所にいて、親がただ中に入れて全部揃えていくという話を聞いたのですが。

因 課 長) この場では返答できないので、そのようなご意見があったということをお伝えさせていただきます。

委員) 親とのコミュニケーションもあるし、子どもとのコミュニケーションもあるので、その辺の対応をよろしくお願いします。

### (3) 行政評価について

#### ①湧別町行政評価実施要綱について

#### ②令和2年度湧別町行政評価（外部評価）について

高橋会長) それでは、議題の(2)についてはここまでにして、次に「行政評価について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (議案4～5頁、資料5・6に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、内容について質疑を受けたいと思います

す。  
(質疑なし)

### ③令和3年度湧別町行政評価（外部評価）について

高橋会長) それでは、次の「令和3年度湧別町行政評価（外部評価）について」事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (議案6～7頁、資料7・11、別紙行政評価選定調書に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、内容について質疑を受けたいと思います。

委員) 確認ですが、資料7で提示された行政評価対象事業の一覧表で出されているのはあくまでも今年度予算措置されている事業に対しての評価ということではなくて、来年度に向けての評価を今年実施していくということですか。

確認したかったのは、例えば空き家対策の事業で前年度は2の現状維持となっているのですが、この資料では1の拡充になっている。去年の評価を受けて拡充するのではなくて、町長や副町長など皆さんで協議された時に拡充が必要だという判断をされたのかなと思うのですが、そこら辺の経過がよくわからないためどういう経過を踏まえてこういう評価になったのかが見えてこない。

そのため、この資料の立ち位置を教えてください。

奥田主任) 今意見が出たのは、資料7の3頁にあります13番の「空き家除去推進事業」に関するご意見ですが、令和3年度の一次評価として担当課では1番の拡充ということで、今後この事業の内容を拡充していくという評価をしているのですが、委員からこの判定区分についての意味合いについてのご質問があったわけですが、担当としては令和4年度に向けて拡充していきたいといった意味で判定しています。

確かにこの資料ではそういった経過や経緯、担当課がどういった判断で判定区分を出したかというのがわかりづらい点がありますので、事務局としては皆様から選定していただいた事業の詳細をまとめた資料を外部評価の前にお送りさせていただきますので、外部評価の当日にはその資料を見ながら質問をしていただければと思います。

委員) 参考として資料11がありますが、これはどこから出てきたものなのだろうか。

因 課 長) 資料11は急遽用意をさせていただきましたが、130ある事業

の中から興味のあるものや聞いてみたい事業を一つ選んでいただくこととなりますが、前の委員さんが実際に選んだ質問事項を過去3年分書いているものでありますので、この資料にとらわれなくて結構です。

これもすべてではなくて主なものとして担当で用意をさせていただいたのですが、前の委員さんはこういう事業を選んで聞いてみたい内容はこのように書かれていましたということで参考にさせていただきたいというだけの資料として押さえていただきたいと思います。

もう一つ付け加えさせていただきますが、この行政評価は昔からあることではありません。今ではほとんどの町で取り組んでおりますが、これを最初にやった時にはどういふことをやったらよいか試行錯誤で始まっていますし、皆さんには130事業を提示させていただきましたが、去年は80数本ともっと絞っていました。

これまでは職員に点検させていた事業数が80数本だったのですが、段々浸透してきたのもっと多くの事業を町長まで自分たちのやっている仕事はこう思っています、こういう問題点がありますということを出してもらうために逆に増やしています。

そのため、皆さんの目の前にはたくさん用意してしまったのですが、それぞれ担当課がこの事業に対して自分たちなりに評価をしています。来週には副町長等で130事業の二次評価を実施するので、それを踏まえて皆さんに選んでもらった事業の具体的な内容をお見せして、審議してもらおう段取りになっています。

皆さんには昨年同様、選定事業を一個ずつお願いしておりますが、来年度以降の選定事業数については今年度実施した上で皆さんからご意見をいただきながら検討させていただきたいと思いません。

委員) 評価に関して個人的な考えが入ってきてしまうと思うのですが、それでもよいのでしょうか。

高橋会長) そうですね。内容を見て全体的に意見を述べていただければよろしいかと思えます。

因 課 長) それで結構です。皆さんそれぞれ事業主として経営されている方だとか、家計をやり繰りされている方だとか、現場の責任者として働いている方だとかそういう方々に来ていただいているので、これまでの経験の中からのいろいろなご意見を出していただきたい。ただ、いただいた意見を町長がどう判断するかは政策的なことも

あるためわかりませんが、そういうご意見をいただくための会議であります。

高橋会長) 次に、新型コロナウイルス関連対策事業に係る行政評価について、事務局より説明をお願いします。

奥田主任) (議案7頁、資料8に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、内容について質疑を受けたいと思います。この新型コロナウイルス関連対策事業については、行政評価の対象ということで先ほど町長から諮問を受けましたので、今日の委員会で全体的な評価として、皆さんの意見をまとめていきたいと思っております。

委 員) 今後協議をしていくという話ですか。それとも本日意見をまとめるのですか。

奥田主任) このコロナ対策交付金の行政評価としては、本日この会議でのみ審議をしていただいて答申の内容についてご意見をまとめていただきたいと思っております。

高橋会長) コロナ対策事業として42事業ありますので、全体的にうちのまちは無駄なくコロナ対策資金は使われているというようなご意見をいただければよいと思っております。

因 課 長) 国ではバラマキで配った経緯があるのですが、その使い道については全国各地でコロナに関係ないような事業にも使われているという報道がなされた経過があり、そういうのを受けてどうだったかということや役場内部で検討するのは当然ですが、それは内部のことですから、町民の皆さんにもう一回本当に良かったのかどうかということや評価していただきなさいということやありますので、評価をしていただきたいと思っております。

委 員) チューリップ公園のライトアップにはこの交付金は使っていないのですか。

因 課 長) 使っていません。

委 員) コロナの関係だけ今日意見をまとめるということですがけれども、今日初めての会議でもあるし、よく見たらこれ疑問だなと感じることもあるかと思っておりますので、次回もう一回やってもよいのではないのでしょうか。初めての会議でそこまで急いでしまうと、逆に委員にプレッシャーをかけるようにも見られがちなのでゆっくり進めてもよいのではないだろうか。

高橋会長) 今、委員からそんなに急がなくてもというような意見をいただきましたので、次の委員会でもこれに関して質問があればお受けし

たいと思います。

委員) このコロナに関しての事業は、すでに執行された事業なのですか。  
奥田主任) この表にまとめられている事業は、すでに実施済みの事業となります。

それでは、委員の皆様にご了解いただいたとおり、コロナ交付金の事業については2回目の会議の際にご意見がありましたらその場でお受けしたいと思います。

#### (4) 工場立地法に係る規制緩和について

高橋会長) それでは、「湧別町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

齊藤主幹) (資料9に基づき説明)

高橋会長) 説明が終わりましたので、内容について質疑を受けたいと思います。

委員) 2の工場立地法の概要のところの規制対象に電気供給業とあるのですが、例えばソーラー発電をする事業所がソーラーパネルを設置したいとなった場合、該当するのですか。

齊藤主幹) 該当になりません。

高橋会長) 今町内では空き地に太陽光パネルが設置されていますが、対象となるだろうか。

委員) あれは個人で設置しているものなので対象とはならないのではないのでしょうか。今回の案では、規制の緩和は第1種区域や第2種区域などを一括して緩和をするということですね。

齊藤主幹) 本町では1種から4種までの区域がないのです。

因課長) ただし、大規模になると特定開発行為とあって、知事の認可が必要となります。

高橋会長) 町内にあるのはその規模になっていないということなのですか。

因課長) 認可をとっています。

委員) 逆を言えば、道から許可が下りればそういったものが建てられるということですね。

因課長) ただし、町長から指示を受けているところでありまして、市街地の国道に面したところに設置されているものは何とかすべきではないかということで検討するようと言われているので、規制ということになるのか、ガイドライン的なものとして、うちの町では町民皆総意でこの地区には設置しないようにしましょうだとかといったガイドラインを作るとか、どの程度のものになるかはまだ検討中ではありますが、これからできるだけ早く検討することには

なっています。

委員) バイオガスプラントは非常に良いことをやっているなと思って  
いるのですが、どうも太陽光発電についてはこの場で言う話では  
ないのですが、悪い話もいろいろとあるみたいなので、それを結果  
的に推し進めることになるのだけは個人的にはやめていただきたい  
と思います。

委員) バイオガスプラントはどこがどこに設置をする予定ですか。

齊藤主幹) 湧別町農協とえんゆう農協と湧別漁協とバイオマスリサーチに  
よって合同会社を作り、昔ふん尿処理の試験をやっていた施設が  
あったあたりに設置します。

委員) 漁組さんの冷凍ホタテは今まで民間にお願いしていたのを自分  
でやるということなのですか。

石塚課長) 町内の加工場が限られておりさばききれない部分があるので、組  
合で新たに漁港の中に設置したいということです。

委員) バイオマスの関係はうちの農協も関わっているのですが、町も参  
加をするということで農協と町で50%を超える出資をしながら  
新会社を設置します。芭露にアグリサポートばろうを作った時に  
緑地法に引っかかってしまい20%以上の緑地を作ることとなり  
すごい敷地が必要となってしまいそれを管理しなければならなくな  
り、非常に大変であった。

それを5%に削減するという事は、敷地は少なくても済み、例え  
ばバイオマスについては予定地が農地なので農地からの転用を極  
力抑えることができ、農地法に関しても非常に良いのではないかと  
思います。

ですから、先ほど事務局からの説明も公害対策から始まったの  
ではなく、この地域ではそこまではいかないものでそれよりも振興  
の方が非常に大事であるといったところかなと思います。

委員) 条例が制定されたら既存の施設もそれに該当するのですか。

齊藤主幹) 該当しないです。既存施設はこれまでどおり基準を守ってもら  
って基準を下げるといふことにはなりません。

## 10. 今後のスケジュールについて

高橋会長) それでは、「今後のスケジュールについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

奥田主任) (資料10に基づき説明)

高橋会長) 次回は8月に開催したいとのことですので、各委員の日程調整を  
これから確認していきたいとのことであります。時期が近くなり  
ましたら、事務局から日程調整の連絡が届くと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

## 11. その他

高橋会長) 以上で、本日予定しておりました議題の協議はすべて終了いたしました。閉会にあたり皆様から何かあればご発言をいただきたいと思えます。

委員) 庁舎一本化の関係ですが、町内には郵便局が7局ありますが、計呂地と上芭露の郵便局では住民票の交付事務をやっています。これから町はスリム化していくということで一本化して人口が減り、高齢化社会になっていくと若者は減り税収もなくなってしまいます。今のところ郵便局は7局ともスリム化という話はありません。

何を言いたいかと言うと、交通弱者いわゆる年齢の高い人のために郵便局では売り込んでいます。例えばコロナの商品券の関係だとか、交通弱者が行きやすい所の郵便局で商品券が交換できるような体制をとって使っていただいています。

やはり高齢化社会になっていくと、湧別町自体過疎ですけれども、計呂地や上芭露はもっともっと過疎化になっていますので、交通手段がないお年寄りにもっともっと郵便局を使っていただいて、庁舎一本化に向けてもしそこに入る隙間があれば、町民のためにそういったところを使っていただきたい。無理な金額ではないと思えますので、そういうのもひとつ町として我々を使っていただければと思っています。

高橋会長) これだけ高齢化になって過疎化になってこえ、地方にある郵便局をいかに活用するかという問題だと思うのですよね。

委員) 民営化になっているのですが、公的機関ではないのですが個人情報とかその辺の仕組みというのは国でやっていた時と全く変わっていませんので、守秘義務は当然ですけれども、そういう部分では使えると思えます。

## 12. 閉会

因 課 長) 長時間にわたり、たいへんご苦勞様でした。以上で、令和3年度、第1回目の湧別町行政改革推進委員会を閉会させていただきます。本日は、たいへんありがとうございました。